

特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例の規定による閲覧の場所の指定（平成 10 年岩手県告示第 1028 号）の一部を次のように改正し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後																				
<p>1 盛岡市内丸10番1号 岩手県地域振興部 <u>N P O ・ 国 際 課</u></p> <p>2 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"> 法人の主たる事務所が大船渡市、陸前高田市及び気仙郡の区域内に所在する場合（大船渡市にあっては、<u>大船渡市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。</u>） </td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"> 法人の主たる事務所が久慈市、下閉伊郡普代村並びに九戸郡野田村及び洋野町の区域内に所在する場合（九戸郡のうち洋野町にあっては、<u>洋野町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。</u>） </td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]		法人の主たる事務所が大船渡市、陸前高田市及び気仙郡の区域内に所在する場合（大船渡市にあっては、 <u>大船渡市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。</u> ）	[略]	[略]		法人の主たる事務所が久慈市、下閉伊郡普代村並びに九戸郡野田村及び洋野町の区域内に所在する場合（九戸郡のうち洋野町にあっては、 <u>洋野町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。</u> ）	[略]	[略]		<p>1 盛岡市内丸10番1号 岩手県地域振興部 <u>N P O ・ 文 化 国 際 課</u></p> <p>2 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"> 法人の主たる事務所が大船渡市、陸前高田市及び気仙郡の区域内に所在する場合（大船渡市にあっては<u>大船渡市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、陸前高田市にあっては陸前高田市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。</u>） </td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"> 法人の主たる事務所が久慈市、下閉伊郡普代村並びに九戸郡野田村及び洋野町の区域内に所在する場合（<u>久慈市にあっては久慈市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、九戸郡のうち洋野町にあっては洋野町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。</u>） </td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]		法人の主たる事務所が大船渡市、陸前高田市及び気仙郡の区域内に所在する場合（大船渡市にあっては <u>大船渡市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、陸前高田市にあっては陸前高田市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。</u> ）	[略]	[略]		法人の主たる事務所が久慈市、下閉伊郡普代村並びに九戸郡野田村及び洋野町の区域内に所在する場合（ <u>久慈市にあっては久慈市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、九戸郡のうち洋野町にあっては洋野町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。</u> ）	[略]	[略]	
[略]																					
法人の主たる事務所が大船渡市、陸前高田市及び気仙郡の区域内に所在する場合（大船渡市にあっては、 <u>大船渡市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。</u> ）	[略]																				
[略]																					
法人の主たる事務所が久慈市、下閉伊郡普代村並びに九戸郡野田村及び洋野町の区域内に所在する場合（九戸郡のうち洋野町にあっては、 <u>洋野町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。</u> ）	[略]																				
[略]																					
[略]																					
法人の主たる事務所が大船渡市、陸前高田市及び気仙郡の区域内に所在する場合（大船渡市にあっては <u>大船渡市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、陸前高田市にあっては陸前高田市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。</u> ）	[略]																				
[略]																					
法人の主たる事務所が久慈市、下閉伊郡普代村並びに九戸郡野田村及び洋野町の区域内に所在する場合（ <u>久慈市にあっては久慈市の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に、九戸郡のうち洋野町にあっては洋野町の区域以外に主たる事務所以外の事務所を有する法人に限る。</u> ）	[略]																				
[略]																					
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																					